

# 文ヶ岡小学校いじめ防止基本方針

## 1. いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「児童等に対して当該児童等が一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」である。

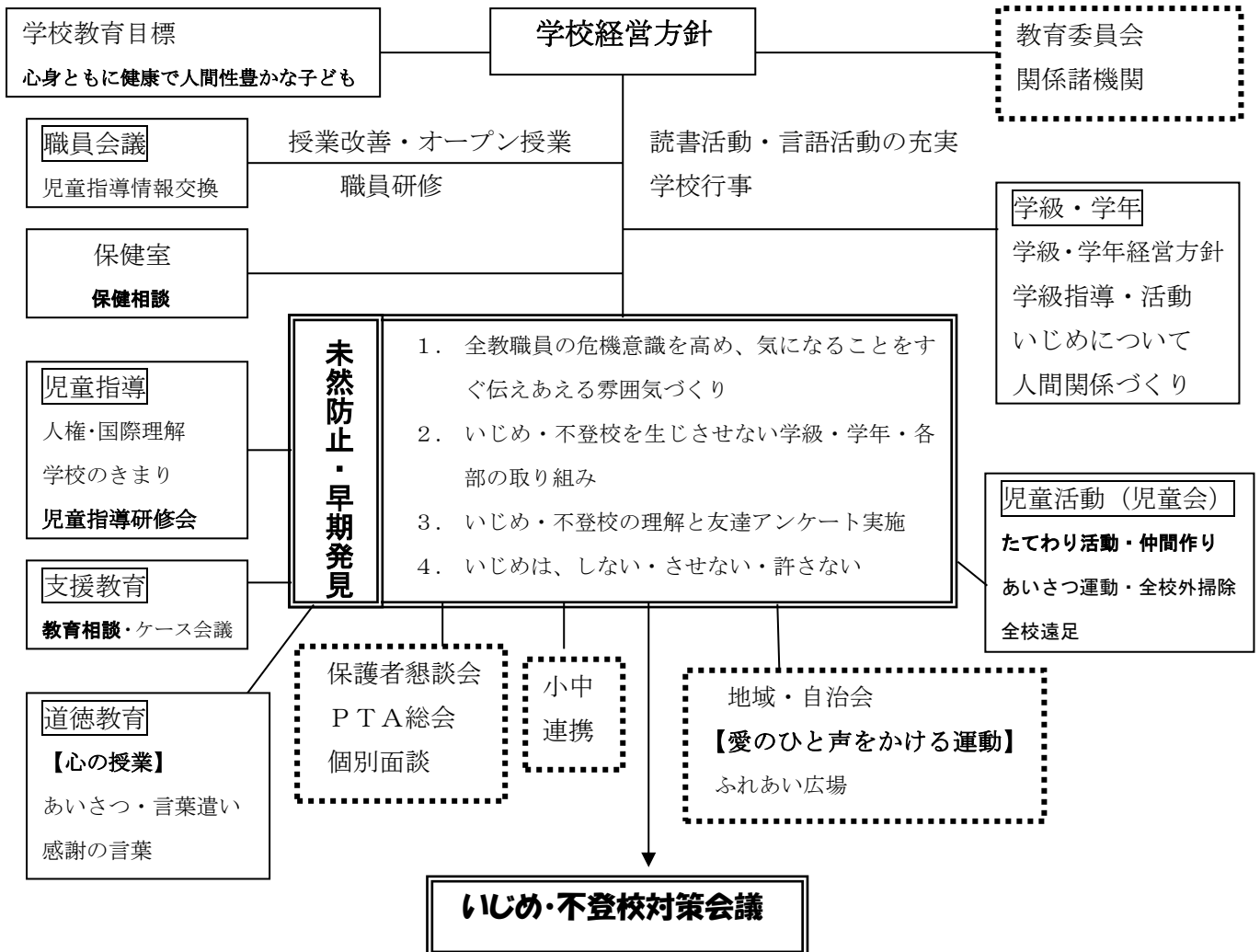
また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなくいじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要である。

（平成 25 年 6 月 28 日公布 9 月 28 日施行『いじめ防止対策推進法』より）

上記の定義を受けて、本校では「いじめは、どの子にも、どの学級にも起こりうるものであり、子どもの心や体を深く傷つけるものである」という認識に立ち、全校の児童が明るく楽しい学校生活を送る事が出来るように、全職員が高い人権意識をもち、児童に対して「いじめはしない、させない、許さない」という姿勢を持って取り組んでいくことを確認する。

### いじめ・不登校を生まない土壌づくり

〈組織としての取り組み〉



## 早期発見のとりくみ

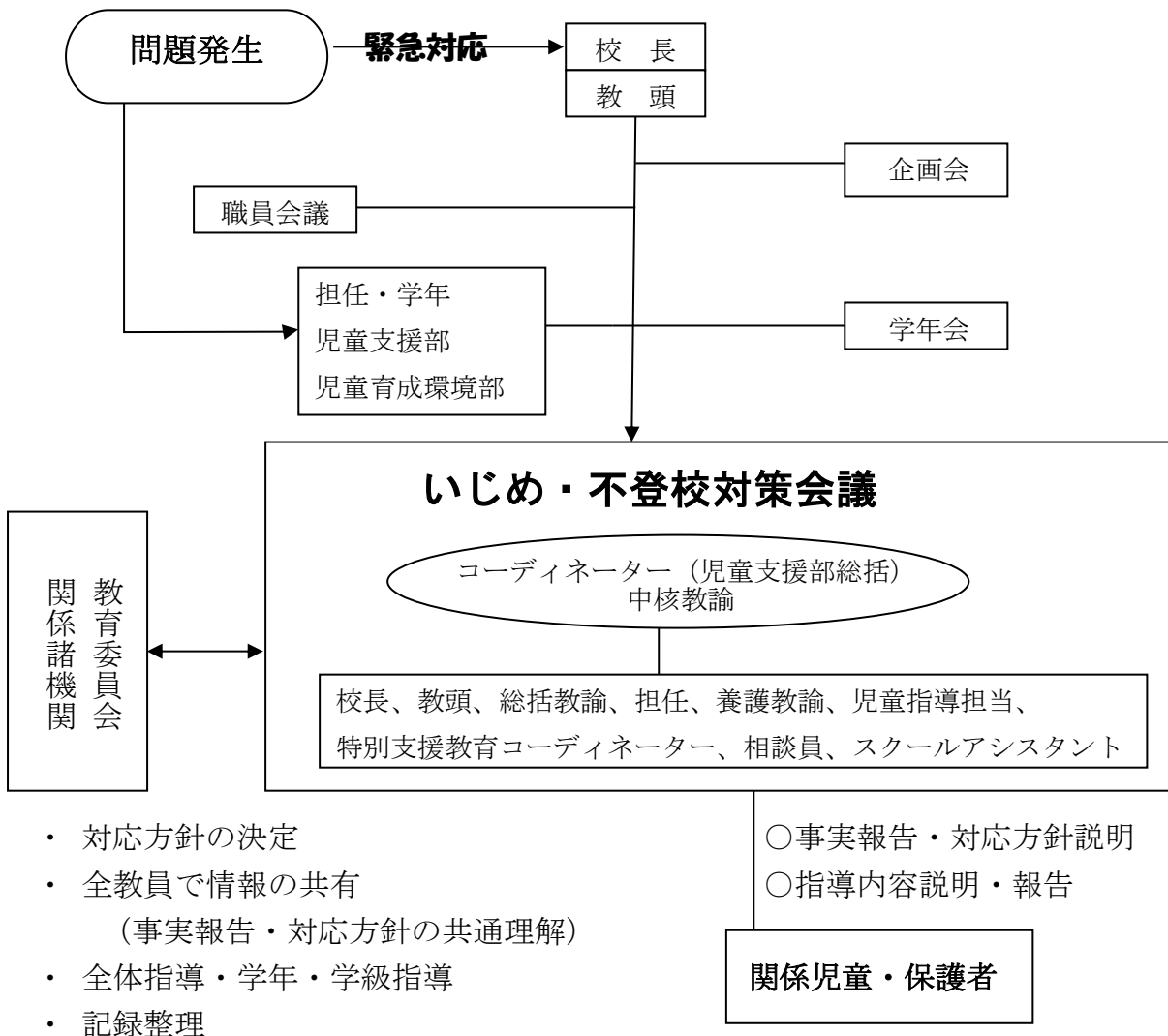
### アンテナを張る

- ◆ 朝の健康観察などで、子どもの様子(表情, 服装)に気を配る。
- ◆ 授業中だけでなく休み時間、給食時間、放課後の子どもの動きに気を配る。
- ◆ 日常の子ども達の発言に注意する。
- ◆ 保護者からの情報を得る。
- ◆ 教職員相互の情報交換を行う。{担任・専科・保健室(養護教諭)・相談員}
- ◆ 友達アンケート実施・相談機関のカード配布

### 情報を『いじめ・不登校対策会議』に伝える

## 生じた場合の対応

・・・担任一人ではなく組織で対応



## 年間計画

月	取り組み	保護者・地域
4	学校のいじめ防止基本方針・取組内容の検討、作成 学級開き「児童にいじめの共通認識をもたせ、学校の 方針、教師の姿勢を伝える指導」 学年・学級経営方針、具体の方策	授業参観・懇談会 「学級経営方針の説明」 P T A総会 「学校経営方針の説明」
5	各部よりの計画 望ましい集団づくり 児童情報交換会	家庭訪問
6		土曜授業参観
7	生活アンケート実施・分析	
8	校内研修	地域パトロール
9	夏季休業後の児童の様子について情報交換	運動会
10	小中連携授業公開・交流会・情報交換	学校へ行こう週間 個別面談 学校評価(地域)
11		授業参観・懇談会 ふれあい広場
12	友達アンケート実施・分析・指導	学校評価アンケート
1	冬季休業後の児童の様子について情報交換	
2		授業参観・懇談会
3	児童情報交換	支援シート作成
通 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童の情報交換(定例・臨時職員会議・随時)</li> <li>・ 児童支援部会・小中連絡会議</li> <li>・ P D C Aサイクルによる取組</li> <li>・ 教育相談・ケース会議の実施</li> <li>・ 学級の実態に応じたプログラムによる児童指導</li> <li>・ 文科省・教育委員会への調査報告</li> </ul>	